

議案第 8 4 号

反訴の提起について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

反訴の提起について

原告

、被告板橋区間の委託料等請求事件について、下記のとおり反訴を提起する。

記

1 当事者

(1) 反訴原告 東京都板橋区板橋二丁目 6 6 番 1 号

板橋区

上記代表者区長 坂本 健

(2) 反訴被告

上記代表者理事長

2 請求の趣旨

(1) 反訴被告は、反訴原告に対し、金 4, 4 2 8 万 4, 9 7 7 円及び、
うち金 3, 2 8 3 万 5, 8 3 2 円に対する令和 4 年 5 月 1 8 日から、
うち金 1, 1 4 4 万 9, 1 4 5 円に対する令和 5 年 5 月 2 3 日から、
それぞれ支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、反訴被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

本件は、公設民営保育園の運営業務を委託して行わせることを目的として反訴原告（以下「区」という。）が反訴被告（以下「相手方」という。）との間に締結した、板橋区立 保育園運営業務委

託契約のうち、令和３年度及び令和４年度に関するものである。

区は、上記各年度の業務委託契約の規定に基づき、概算払の方法により支出した委託料を各年度末に清算のため計算したところ、いずれも確定額が概算額を下回ったため、相手方に対して概算額と確定額との差額の返還を求めたところ、相手方はこれに応じず、令和６年３月２７日、当該差額について返還債務が存在しないことの確認を求める訴えを提起したことから、区はこれに対する反訴として、当該差額及び遅延損害金の支払を求めるものである。

４ 訴訟遂行の方針

判決の結果、必要がある場合は上訴する。

（提案理由）

契約の相手方による訴えの提起に対し、反訴を提起する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき提出するものである。